

# 光輝☆



令和2年2月21日

第10号

市川市立妙典中学校

電話395-5811

## 『いつも笑顔で！』

校長 奥野 秀夫

節分は「立春」の前日にあたりますが、立春は暦の上で春が始まる季節のこと。つまり、節分は冬の終わりの日で、翌日から新しい季節が始まる区切りの日となるわけです。そのため、邪気や悪いものを落として、新しい年に幸運を呼び込むことを目的に、節分という行事が日本各地で行われてきたのです。みんなが健康で幸せに過ごせるように願って、悪いものを追い出す日。豆まきに「豆」が使われるのには、「魔物を滅ぼす＝魔滅(まめ)」に通じているとも言われています。2月は、12月、1月の寒さで体が疲れ、抵抗力も低下しがちな時期です。インフルエンザや風邪にかかりやすいですね。まさに節分の行事は的を得ていますね。栄養・適度な運動、そして休養を心掛けて2月を乗り切ってください。



さて、人生は良いことばかりではありません。「なんだか最近、元気がないなあ…。」「ついてないなあ…。」「腹が立つなあ…。」「悲しいなあ…。」そんなふうに、気持ちが沈んでしまったときには、ぜひ笑顔をつくってみましょう。笑うと楽しくなり、幸せになります。私たちは、「笑顔」＝「楽しい」「幸せ」と脳にインプットされているので、笑顔をつくることで幸せな気分を呼び起こすことができるのです。笑顔になれる人は、お得な人生を送れるということです。

たとえば、メディアで活躍する俳優さん、アイドルたちの表情は、とてもイキイキしていますよね。「緊張をむしろ楽しもう！」「プロとして明るく！」と、心に決めている人はイキイキと見え、まわりの人も笑顔にする魅力があります。微笑み程度の笑顔ではなく、歯が見えるくらいの豪快な、顔全体で表現した笑顔のほうが心理的なストレスも減らせます。「くしゃくしゃの笑顔」と言われるような顔ですね。この際、押さえておきたいポイントが目元です。美容整形のお医者さんに言わせると、目尻のシワは「幸せ」をあらわすのだそうです。思いっきりクシャクシャの笑顔になると、たしかに目尻にシワができます。このシワは幸せのシンボルなわけです。目尻のシワは見ている側も優しさや安心を覚えます。

笑顔はもともと、相手に自分がその人の敵ではないことを示す合図でもあります。何より重要なのは、良い笑顔は「伝播する」ということ。笑顔はまわりの人も笑顔にさせます。笑顔を忘れずに前進できる人になってほしいです。



# 妙典中ブロック合同学校運営協議会開催

1月30日（木）午後6時から、妙典中学校において、ブロック合同学校運営協議会が行われました。塩焼小学校、妙典小学校、幸小学校、塩焼幼稚園の各委員の方々が一堂に集い、グループ協議等を行いました。地域の様々な方と交流ができて有意義な時間でした。

今後も「地域の大人が子どもたちのために何ができるか」を話し合ってまいります。



## 3月の主な行事予定

- 2（月） 公立後期選抜
- 4（水） 集金日
- 6（金） 公立発表
- 10（火） 卒業式予行練習
- 12（木） 卒業証書授与式
- 13（金） スポーツ健康教育講演会
- 18（水） 給食最終日
- 25（水） 修了式
- 30（月） 離任式

## スポーツ健康教育講演会

3月13日（金）の5時間目に、元プロトライアスロン選手の庭田清美さんを招き、講演をしていただきます。

庭田選手は、2000年シドニー五輪に出場し、日本人最高位となる14位となりました。五輪には3大会連続で出場しています。現在は、NPO法人稲毛インターナショナルスポーツクラブでヘッドコーチとして選手の育成に携わっています。

当日は、スポーツの楽しさ、健康や安全についてお話をしていただく予定です。

## ○交通事故防止に向けてのお願い

平成29年4月1日に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。自転車は、子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨を御理解の上、以下の資料を参考に、御家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

### 交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
(乗車用ヘルメットの着用)  
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等\*が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

### 万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
(自転車損害賠償保険等への加入)  
第15条第1項

自転車利用者（児童等\*である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。